

外国年金管理（メキシコ特許）

メキシコの現在の法律は、1994年10月1日に制定されたものです。
この法律はNAFTAに対応するためのもので、同年12月17日から施行されています。
この法律の規則は、1994年11月8日に制定され、同年12月8日から施行されています。
パリ条約及びPCTに加盟しています。

メキシコ特許の年金に関する規定は以下のとおりです。

1. 存続期間は出願日から20年です。
登録日の入力時に存続期限はセットされます。
2. 優先権主張を伴う場合は、出願日から6ヶ月以内に優先権証明書の提出が必要です。
優先権証明書の翻訳文も必要です。
3. 出願日又は優先日から18ヶ月経過後、公開されます。
4. 審査請求制度はありません。公開後ただちに実体審査が開始されます。
5. オフィスアクションの応答期間は2ヶ月です。
6. 拒絶査定に対する応答期間は30日です。
7. 年金に関しては、登録後に1 - 5年度分をまとめて納付します。
8. 「登録査定（特許付与）」となった場合は、所定の期間内に、必要な手数料（公報発行料）を納付する必要があります。納付しなかった場合は、出願は放棄されたものとみなされます。
現在、この期間は2ヶ月です。
9. 料金の納付は「設定納付」の手続きで行います。
設定納付の入力を行なうことで、登録査定時にセットされた納付期限は解除されます。
10. 登録にて「登録日」「登録番号」及び「納付年」の入力を行ないます。
このタイミングで次回の年金期限の計算を行ないます。

KEMPOS上では以下のように扱います。

（パリルートの場合）

1. 出願時に、出願日から6ヶ月後の日付を優先権証明書提出期限及び同翻訳提出期限にセットします。
2. 登録査定の入力で、納付期限を計算・セットします。（2ヶ月後）
3. 設定納付の入力で、納付期限をクリアします。
4. 登録の入力で、登録日・登録番号及び納付年数として「5」を入力します。
出願日から5年後の日付を年金期限にセットします。
5. 第6年度分以降の納付は、出願日を起算日とする年金期限の前までに、納付します。
納付した年数（初期値は1）分だけ期限が更新されます。

（PCTルートの場合）

1. 通常の特許と異なるPCT用の出願種別はありません。
2. 国内移行の入力時に、存続期限の計算を行ないます。
3. 国内移行後の扱いはパリルートの場合と同じです。

(パリルートの場合)

1. メキシコ特許の出願種別の設定は以下のとおりです。

- ・ 存続期間は出願日から20年です。
- ・ 年金期限の起算日は出願日です。
- ・ 初回の年金は5年です。登録時に1 - 5年度分の年金をまとめて納付します。
- ・ 2回目以降は、各年度の出願日の日までに次年度分の年金を納付します。

2. 出願の入力

- ・ 出願の入力で、年金起算日に「出願日」がセットされます。

3 . 登録査定及び特許料の納付

メキシコ特許の登録査定（特許付与）に関する規定は以下のとおりです。

審査の結果、出願が特許を付与できると判断された場合、特許庁は特許査定を行い、2ヶ月以内に特許料を納付するように出願人に通知します。

特許要件を満たさないと判断された場合、拒絶査定となります。

出願人は、拒絶査定に対して30日以内に審判請求を行なうことができます。

審判の結果が出願人に対して有利なもの（登録審決）だった場合、特許査定と同様に2ヶ月以内に特許料を納付する必要があります。

KEMPOSでは、特許査定は「登録査定」で入力します。
登録査定入力時に、2ヶ月後に「設定納付」期限をセットします。

その後、設定納付の入力を行なうことで、期限が解除されます。

3 - 1 . 登録査定の入力

登録査定は、「登録査定（納付期限の計算あり）」を使用します。

		審査	願番通知	出願番号通知		
		審査	出願公開	出願公開		
		審査	出願公告	出願公告(これに伴う期限計算なし)		
MX	メキシコ合衆国	審査	登録査定	登録査定(設定納付期限の計算あり)		
		審査	登録査定	登録査定(設定納付期限の計算なし)		
		審査	設定納付	設定納付(納付年数入力なし)		

納付期限は「-2」(2ヶ月)で設定します。

共通種別		国名	固有種別	期限を発生する手続	期限題名	起算日	応答期限	延長期限	回答期限			
							国内	外国	国内	外国	国内	外国
		メキシコ合	MX特許	登録査定(設定納付期限の計算あり)	設定納付	手続日	-2	-2	0	0	0	0

登録査定の入力画面です。

出願手続：フォーム

経過手続 **登録査定**

New Edit Delete IDS提出 転記

IDS 追完 期限補正 請求書 提出書 通知状 受任票

査定日 2009年9月9日 経表示 DNTTrn 添付DN

送付日 1964

受領日

担当者 印刷済

設定納付 2009年11月9日 文書名

最終期限 備考

登録査定入力後の出願台帳の画面です。
 設定納付期限がセットされています。

3 - 2 . 設定納付の入力

設定納付の入力画面です。

- ・納付年数（年金）の入力はありません。
 特許料（公報発行料）のみの納付です。
- ・この入力で設定納付期限がクリアされます。

4. 登録

- 登録は「登録（納付年数入力・存続期限・次回年金期限の計算あり）」を使用します。

出願手続: フォーム

経過手続 登録

New Edit Delete IDS提出 転記

IDS 追完 期限補正

請求書 提出書 通知状 受任票

登録日 2010年2月2日 経表示 DNTTrn 添付DN

応答元指令

送付日

受領日

納付年数 1 ~ 5 担当者 印刷済

登録番号

文書名

備考 第1~5年分

- 納付年数には、予め「5」がセットされています。

出願台帳: フォーム

出願台帳 完全一致 整理番号 f1000-mx Report Preview Print 自願 内外 特 手続追加

Revival Copy Edit All Entry New Write Delete 審査

整理番号 F1000-MX MX特許 管理者 審判番号

580 MX 特 内外 担当者 異議番号

年金期限 2012/06/06

顧客Ref A01 共願種別 代表出願人 共願人等 1 Your Ref

顧客名 アルプス電気株式会社 分担率% 0

部 署 顧客担当

存続期限 2027/06/06

優先権 出願日 2007年6月6日 公開日 公告日 登録日 2010年2月2日

原出願 出願No 公開No 公告No 登録No

請求項 請求期限 要約・関連 審査経過 出願書註 図面・包袋 外国出願

納付年 5 月 0 外国期限 期限案内 年金更新 受任・他 発明者 権利者 数量

名称 English 印刷済 年金回数 年金起算 2007年6月6日 主納期限

年金期限 2012年6月6日 出願経過

納付日

- 納付年には「5」がセットされます。
- 存続期限には「2027/06/06」(出願日から20年後)がセットされます。
- 年金期限には「2012/06/06」(出願日から5年後)がセットされます。

5. 登録後の年金の納付。

- ・最初の年金納付は、出願日から5年後までに行います。
- ・外国出願の場合、通常、外国代理人からの完了報告をもって年金期限の更新を行います。

自願	内内	特	手続追加
年金	年金納付		
年金管理会社へ年金管理移管 年金納付（権利者からの回答） 年金納付（代理人からの完了報告）（期限更新） 年金納付（代理人からの期限案内） 年金納付（代理人からの領収通知） 年金納付（代理人への指示）			

出願手続：フォーム

経過手続 **納付報告**

New Edit Delete IDS提出 転記

IDS 追完 期限補正

請求書 提出書 通知状 受任票

報告日 2012年5月5日 経表示 DNTrn 添付DN

応答元指令

納付年数 6 ~ 6

送付日

受領日

担当者 印刷済

文書名

備考 第6年分

「納付報告」入力後の出願台帳の画面です。

出願台帳：フォーム

出願台帳 完全一致 整理番号 F1000-MX Report Preview Print 自願 内内 特 年金 年金納付 手続追加

Revival Copy Edit All Entry New Write Delete

整理番号 F1000-MX MX特許 管理者 審判番号

580 MX 特 内外 担当者 異議番号 **年金期限 2013/06/06**

顧客Ref A01 共願種別 代表出願人 共願人等 1 Your Ref

顧客名 アルプス電気株式会 分担率% 0

部署 顧客担当

優先権

原出願 出願日 2007年6月6日 公開日 公告日 登録日 2010年2月2日

出願No 公開No 公告No 登録No

請求項

請求期限

外国期限 期限案内 年金更新 受任・他 発明者 権利者 数量

納付年 **6** 月 0 審査請求 要約・関連 審査経過 出願書註 図面・包袋 外国出願

名称 English 印刷済 指令発送 権利状態 5 出願経過

手続名 納付報告

- ・納付年は「6」に更新されています。
- ・年金期限は「2013/06/06」に更新されています。